

介護保険 住宅改修費の支給

「住宅改修費の支給」は、在宅の要介護・要支援者の住宅に手すりの取り付けなどの改修をする場合に費用の9割分が支給される制度です。

支給方法

① 償還払い方法

改修工事を行った被保険者（利用者）がいったん費用の全額（10割）を施工業者に支払い、その後介護保険課に保険給付分（9割）を申請して支給を受ける方法です。

② 受領委任払い方法

利用者が対象費用の1割分のみを施工業者に支払い、保険給付される9割分は、春日井市が利用者から受領に関する委任を受けた施工業者に直接支払うことにより、利用者の一時的な費用負担を軽減する方法です。

ただし、「受領委任払い登録事業者」による住宅改修に限ります。

支給要件

- ① 要介護・要支援者が居住する（春日井市に住民票のある）住宅の改修であること。
- ② 心身の状況や住宅の状況などからみて必要な改修であること。
- ③ 改修工事内容が介護保険の対象工事であること。
- ④ 住宅改修着工前に改修工事内容について、介護保険課で事前確認を受けていること。

利用限度額

- ・ 要支援・要介護者状態区分に関係なく、居住する住宅に対し1人あたり20万円までです。
- ※ 利用限度額（20万円）を超えた費用は、全額自己負担になります。
- ・ 改修工事費用の9割分が住宅改修費として支給され、1割分は自己負担となりますので、最高18万円まで支給されます。

対象となる改修工事

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ その他 ①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

注意事項

- ① 事前確認申請後に工事内容が変更になった場合は、工事着工前に改めて事前確認申請をしてください。
- ② 受領委任払い制度を利用する場合で、改修後に金額の変更が生じた場合は改めて受領委任払いの申請をしてください。
- ③ 住宅の新築や新たに居室を設ける場合などの増築は、対象となりません。
- ④ 老朽化による住宅改修は対象外です。

償還払い方法

1 住宅改修理由書の作

住宅改修をする前にケアマネジャー（介護支援専門員）等に相談し、住宅改修理由書の作成を依頼します。

2 事前確認申請

工事着工前に市役所介護保険課で工事内容の事前確認を受けてください。

提出するもの

- ① 介護保険 居宅介護・介護予防住宅改修費支給（兼事前）申請書
 - ② 住宅改修理由書
 - ③ 住宅改修前の写真（撮影日が写しこまれているもの）
 - ④ 住宅改修前後の平面図、側面図（側面図は段差解消する場合のみ必要）
 - ⑤ 工事費見積書
 - ⑥ 住宅の所有者の承諾書（申請者と所有者が同一の世帯でない場合のみ必要）
- ※ 事前確認後、住宅改修理由書を返却します。

3 工事着工・完了

- ・ 事業者へ工事着工を依頼してください。
 - ・ 改修費用を全額支払い、領収書と工事費内訳書を受け取ります。
- ※ 工事内容を変更する場合は、工事着工前に改めて介護保険 居宅介護・介護予防住宅改修費支給（兼事前）申請書等を提出してください。事前確認を受けていない工事内容の変更は支給対象となりません。

4 工事完了後支給申請

介護保険課へ住宅改修支給申請をしてください。

提出するもの

- ① 確認を受けた住宅改修理由書
- ② 領収書
- ③ 工事費内訳書
- ④ 工事改修後の写真（撮影日が写しこまれているもの）

5 住宅改修費の振込み

給付費支給決定通知書が届いた後、指定した口座に住宅改修費が振り込まれます。

受領委任払い方法

1 住宅改修理由書の作成

住宅改修をする前にケアマネジャー（介護支援専門員）等に相談し、住宅改修理由書の作成を依頼します。



2 事前確認申請

工事着工前に市役所介護保険課で工事内容の事前確認を受けてください。

提出するもの

- ① 介護保険 居宅介護・介護予防住宅改修費支給（兼事前）申請書
- ② 福祉用具購入費等の支給に係る受領委任払い承認申請書
- ③ 住宅改修理由書
- ④ 住宅改修前の写真（撮影日が写しこまれているもの）
- ⑤ 住宅改修前後の平面図、側面図（側面図は段差解消する場合のみ必要）
- ⑥ 工事費見積書
- ⑦ 住宅の所有者の承諾書（申請者と所有者が同一の世帯でない場合のみ必要）



3 受領委任払い承認通知

介護保険課から次の通知が届きます。

- ・ 住宅改修理由書
- ・ 福祉用具購入費等の支給に係る受領委任払い承認通知書



4 工事着工・完了

- ・ 事業者へ工事着工を依頼してください。
- ・ 改修費用の1割分を支払い、領収書と工事費内訳書を受け取ります。
- ※ 工事内容を変更する場合は、工事着工前に改めて介護保険 居宅介護・介護予防住宅改修費支給（兼事前）申請書等を提出してください。
事前確認を受けていない工事内容の変更は支給対象となりません。



5 工事完了後支給申請

介護保険課へ住宅改修支給申請をしてください。

提出するもの

- ① 確認を受けた住宅改修理由書
- ② 福祉用具購入費等の支給に係る受領委任払い承認通知書
- ③ 自己負担分の領収書
- ④ 工事費内訳書
- ⑤ 工事改修後の写真（撮影日が写しこまれているもの）



6 住宅改修費の振込み

給付費支給決定通知書が届いた後、事業者の口座に住宅改修費が振り込まれます。